

福岡市消費生活審議会（第22回）

議 事 資 料

- 資料1 別冊 平成27年度 事業概要
- 資料2 別冊 福岡市消費者教育推進計画
- 資料3 市政アンケート
- 資料4 福岡市消費者教育推進会議について
- 資料5 福岡市消費者教育関連施策一覧（平成27年度実施計画）
- 資料6 消費者安全法【概要】
- 資料7 改正消費者安全法に係る施行規則・ガイドラインについて【概要】

市政アンケート調査について

消費生活審議会が市長に対して答申した，平成27年3月26日付「福岡市消費者教育推進計画の策定について（答申）」の附帯意見を受け，新たな成果指標とするため，福岡市市長室広聴課が毎年行っている「市政アンケート」を利用し，消費者教育に関する市民アンケートを行うもの。

- 1 実施時期 平成27年6～7月
(市政アンケート2回目で実施) ※
- 2 設 問 別紙のとおり

【参考】

平成27年3月26日付「福岡市消費者教育推進計画の策定について（答申）」
(附帯意見)

福岡市消費者教育推進計画の成果指標は「商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合」とし，90%程度維持をその目標値としているが，これだけでは，今後，当該計画の進捗状況の検証・評価を行う際に，検討材料が不足することが憂慮される。

このため，消費者教育などに関する市民アンケート調査を行うといった措置を講ずることを提言する。

※市政アンケート調査のあらまし

- (1) 調査時期 : 5月～10月の間に6回程度
- (2) 調査対象者 : 福岡市市政アンケート調査協力員^(※)約600名
- (3) 調査方法 : 郵送法（一部電子メール）（平成26年度の回収率は平均約88%）
- (4) 設問数 : 1回あたり30問程度
- (5) 調査テーマ数 : 1回あたり3～4テーマ（年間，約18～24テーマ）
- (6) 調査結果の扱い : 実施後1か月程度で単純集計結果及び，全回答者の回答内容一覧表をエクセルファイルで作成

※注：市政アンケート調査協力員について

福岡市内に住む20歳以上の男女を無作為抽出し，年間を通してアンケート調査に協力していただけるかを確認し，それに承諾された方（区別・性別・年代別が市の人口構成にあうよう抽出）。アンケート1回につき，500円分の図書カードを謝礼としてお渡ししている。

第2回市政アンケート調査

〔テーマ・担当課〕

1. 「食」の安全・安心について
(担当課：保健福祉局 生活衛生部 食品安全推進課)
2. 「くらしの衛生」について
(担当課：保健福祉局 生活衛生部 生活衛生課)
3. 「消費者トラブル及び被害防止の啓発」について
(担当課：市民局 生活安全部 消費生活センター)
4. 「みどり」について
(担当課：住宅都市局 みどりのまち推進部 みどり推進課)
5. 「学力向上のための取り組み」について
(担当課：教育委員会 教育支援部 教育支援課)

○ご記入いただいた個人情報は、市政アンケート調査の集計のために利用した上で、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理いたします。

○提出期間を過ぎて提出されると、皆さまからの貴重なご意見を集計結果に反映できなくなりますので、**提出期限は厳守**いただきますようお願いいたします。

調査協力員番号		お名前	
---------	--	-----	--

※ 調査協力員番号は **封筒の宛名シール** に記載しております。

(調査協力員番号は返信用封筒右上に記載されている「501」ではありませんのでご注意ください。)

(提出期限) 7月13日(月)までにポストに投函してください。


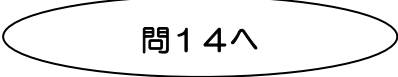
《「消費者トラブル及び被害防止の啓発」についておたずねします》

高齢化・高度情報化の進展に伴い、「消費生活」に関するトラブルも多様化・深刻化が進んでいます。福岡市では、「安全で安心できる消費生活の実現」を目標に、平成27年4月に「福岡市消費者教育推進計画」を策定しました。消費者トラブルとその予防の啓発について、市民の皆さまのご意見をお聴きし、今後の施策へ反映させたいと考えております。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力をお願いします。

※本アンケートでの「消費生活」とは、生活に必要なさまざまな商品やサービスを事業者から購入するだけでなく、それらを利用して生活し、使い終わったものを破棄するまでのことをいいます。

問13 あなたは、過去5年間、商品の購入やサービスの利用に関する事で、実際に事業者とトラブルになったことがありますか。

- 1 ある →  問13-1 ~ 問13-3へ
- 2 ない →  問14へ

問13-1 《問13で「1」と回答した方におたずねします。》

そのトラブルとはどのような内容のものでしたか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

- 1 商品・サービスの内容に関する事（二セモノ、欠陥品、量や質、性能や効果など）
- 2 商品・サービスの価格に関する事
- 3 販売方法に関する事（執拗な勧誘、誇大広告、説明不足など）
- 4 解約に関する事
- 5 事業者の対応に関する事（アフターサービス、接客態度など）
- 6 身に覚えのない商品やサービスの請求に関する事（商品の送り付け、架空請求など）
- 7 その他（具体的に： _____)

問13-2 《問13で「1」と回答した方におたずねします。》

そのトラブルとなった商品やサービスを購入または利用したきっかけは、次のどれにあてはまりますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

- 1 自らお店に行って購入または利用した
- 2 自らインターネットやカタログで探して購入または利用した
- 3 事業者が自宅や職場に訪ねて来て、勧められた
- 4 事業者から自宅や職場に電話があり、勧められた
- 5 勧誘員などから路上で声をかけられ、案内されたお店などで勧められた
- 6 無料券や景品などがきっかけで、お店などに行って勧められた
- 7 テレビや、雑誌、インターネットなどで見た広告がきっかけで購入または利用した
- 8 友人・知人から勧められた
- 9 その他（具体的に： _____)

問13-3 《問13で「1」と回答した方におたずねします。》

トラブルを解決するためにあなたは誰かに相談しましたか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

- 1 家族や友人・知人に相談した
- 2 弁護士などの専門家に相談した
- 3 消費生活センターに相談した
- 4 消費生活センター以外の公的機関に相談した（区役所、保健所など）
- 5 相談せずに自分で事業者（お客様相談窓口などを含む）と交渉した
- 6 その他（具体的に： _____)
- 7 特に何もしなかった

【参考】消費生活センターのご案内（住所：福岡市中央区舞鶴 2-5-1 あいれふ7階）

福岡市消費生活センターでは、さまざまな消費者トラブルの相談を電話、来所、インターネットでお受けし、解決のお手伝いをしています。

- 相談できる方は、福岡市内に在住または在勤・在学の個人の消費者の方に限ります。
- 相談無料・秘密厳守

消費生活相談コーナー

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）9時～17時
第2・4土曜日 10時～16時（電話相談のみ）

相談専用電話 092-781-0999

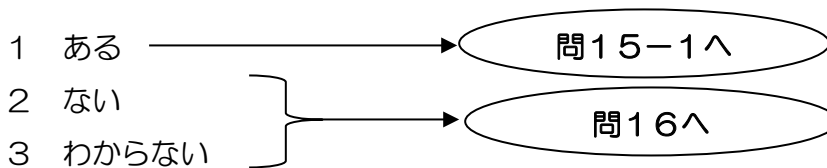
インターネット消費生活相談 <https://ssl.city.fukuoka.lg.jp/shohiseikatsu-soudan/>

《 すべての方におたずねします。》

問14 消費生活について、あなたが関心のあることは何ですか。あてはまるものを3つまで選び、番号に○をつけてください。

- 1 契約に関すること（契約の知識，クーリングオフなど）
- 2 衣服に関すること（品質表示，クリーニングトラブルなど）
- 3 食に関すること（食品表示，食の安全，食育など）
- 4 住まいに関すること（住宅の欠陥の問題，賃貸住宅のトラブルなど）
- 5 商品販売のしくみについて（店舗・通販などの購入方法の選択など）
- 6 環境問題について（ごみの減量やリサイクルなど）
- 7 インターネットやスマートフォンについて（セキュリティの問題，ワンクリック請求など）
- 8 金融商品や生活設計について（資産運用，保険，クレジットカードなど）
- 9 その他（具体的に： _____)
- 10 特にない

問15 問14に挙げたようなテーマについての学習会が，学校や地域，職場などで実施されていますが，あなたは参加したことがありますか。あてはまるものを1つだけ選び，番号に○をつけてください。



問15-1 《 問15で「1」と回答した方におたずねします。》

それはどのような機会に参加しましたか。あてはまるものをすべて選び，番号に○をつけてください。

- 1 小中学校，高等学校の授業，課外授業など
- 2 大学，専門学校等の講義など
- 3 公民館や地域の団体などが主催の講習会など
- 4 市役所・区役所などが主催の講習会など
- 5 職場での研修会など
- 6 事業者・事業者団体主催の講習会など
- 7 消費者団体*主催の講習会など
- 8 その他（具体的に： _____)

※消費者団体とは，消費者の権利・利益の擁護のため，消費者によって自主的に組織された団体や消費者のための活動を行っている民間団体のことをいいます。

《 すべての方におたずねします。》

問16 福岡市では、安全で安心できる消費生活の実現を目指して、以下のような「市民として期待される心構え」を定めて周知に努めています。消費生活について、あなたが日頃から心がけていることはありますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

- 1 トラブルを避けるため、ニュースなどで消費者被害の最新情報を知る
- 2 地域等で開催される消費生活に関する講座などに積極的に参加する
- 3 消費生活について得た情報を家族や友人等身近な人に伝える
- 4 事業者との取引で困ったら、消費生活センターに相談する
- 5 身近に消費者トラブルで困っている人がいたら、消費生活センターへの相談を勧める
- 6 環境に優しい商品の購入など環境に配慮した生活をする
- 7 健康に留意した食生活を行う
- 8 風評被害などによる社会的影響に関心を持って行動する
- 9 その他（具体的に： _____)
- 10 心がけていることはない

問17 「消費者トラブル」や「被害防止の啓発」について、ご意見・ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

福岡市消費者教育推進会議設置要綱

(目的)

第1条 「福岡市消費者教育推進計画」(以下、「推進計画」という)に基づき、安全で安心できる消費生活の実現をめざし、関係各課が連携し、消費者教育を一体的かつ総合的に推進していくことを目的として、「福岡市消費者教育推進会議(以下、「本会」という。))」を設置する。

(所掌事務)

第2条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議及び連絡調整並びに意見交換を行う。

- (1) 推進計画に基づく取組みに関すること
- (2) 推進計画の進捗状況の公表に関すること
- (3) 推進計画に基づく取り組みの見直しに関すること

(組織)

第3条 本会の委員は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 本会に議長を置き、市民局生活安全部長をもって充てる。

(会議)

第4条 本会は、議長が招集し、会議を主催する。

- 2 議長は必要に応じて、本会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 本会の庶務は、市民局生活安全部消費生活センターが担当する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が本会に諮って定める。

- なお、議長が必要と認める事項については、本会への事後報告をもって定めることができるものとする。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表 1

局 名	職 名	備 考
市民局	生活安全部長	
	生活安全部 消費生活センター所長	事務局
	コミュニティ推進部 コミュニティ推進課長	
こども未来局	こども部 総務企画課	
保健福祉局	高齢社会部 高齢社会政策課長	
	障がい者部 障がい者在宅支援課長	
	健康医療部 健康増進課長	
環境局	環境政策部 環境政策課長	
教育委員会	指導部 学校指導課長 (教育課程等担当)	
	教育センター 研修・研究課長 (研修講座等担当)	

福岡市消費者教育施策事業一覧

重:重点目標、★新規事業(平成26年度開始事業を含む)

【市民局消費生活センター】

番号	分類	重点目標等	施策・事業名等	平成27年度 実施計画		事業内容	関係局
				実施時期	実施回数など		
1	消費者 市民社会 商品の安全 管理と 契約	重1~4	消費生活センターホームページ による消費生活情報の提供	通年	随時更新	消費者被害の未然・拡大防止のための情報提供や、消費生活に役立つ各種講座の案内の他、インターネット消費生活相談の受付を行っています。	市民局
46						商品・サービスによる事故情報や注意喚起情報を消費生活センターホームページより情報提供しています。	
68						消費者被害の未然・拡大防止のための注意喚起情報や報道発表資料等を掲載しています。	
2	消費者 市民社会 商品の安全 管理と 契約	重1~4	啓発資料の貸出・提供	通年	申込みに応じて随時	DVD、紙芝居、寸劇シナリオ、パンフレットなど消費者教育・啓発に関する資料を消費者の要望に応じて貸出・提供しています。	市民局
47						関係機関が発行する広報紙等による情報提供	
69						市政だよりや「シニアのための知恵袋」(早良区役所)等の高齢者向けに作成された冊子や、その他関係機関が発行する広報紙等に、消費者被害の情報や消費生活相談窓口などを掲載し周知を図ります。	
3	消費者 市民社会 商品の安全 管理と 契約	重1~4 ★	くらしのインフォメーション	隔月 年6回	随時	消費者トラブル事例の紹介・解説や身近に起きる製品事故の注意喚起を行う情報紙、消費生活センターで年6回発行し、区役所、公民館、郵便局等に配架しています。	市民局 保健福祉局 区役所
48						消費生活センター等に寄せられた相談事例から被害拡大のおそれがある内容などを毎週月曜日の西日本新聞都市圏版に掲載しています。	
70						お金の使い方など消費生活の基礎知識を親子で楽しく学べるよう夏休み期間等に講座を行っています。	
4	消費者 市民社会 商品の安全 管理と 契約	重1~4	暮らしのヒント	毎週月曜朝刊	年3~5回程度	消費生活センター等に寄せられた相談事例から被害拡大のおそれがある内容などを毎週月曜日の西日本新聞都市圏版に掲載しています。	市民局
50						お金の使い方など消費生活の基礎知識を親子で楽しく学べるよう夏休み期間等に講座を行っています。	
71						電気のはなしや家庭でおきる製品事故など、親子で製品の安全や仕組みについて楽しく学ぶ講座を開催しています。	
5	消費者 市民社会 商品の安全 管理と 契約	重1~4	かしこい消費生活親子講座	8月	1回 1.5組程度	電気のはなしや家庭でおきる製品事故など、親子で製品の安全や仕組みについて楽しく学ぶ講座を開催しています。	市民局
52						電気のはなしや家庭でおきる製品事故など、親子で製品の安全や仕組みについて楽しく学ぶ講座を開催しています。	
72						電気のはなしや家庭でおきる製品事故など、親子で製品の安全や仕組みについて楽しく学ぶ講座を開催しています。	
7	消費者 市民社会 商品の安全 管理と 契約	重1	かしこい消費生活親子講座	8月	1回 1.5組程度	電気のはなしや家庭でおきる製品事故など、親子で製品の安全や仕組みについて楽しく学ぶ講座を開催しています。	市民局
78						電気のはなしや家庭でおきる製品事故など、親子で製品の安全や仕組みについて楽しく学ぶ講座を開催しています。	
54						電気のはなしや家庭でおきる製品事故など、親子で製品の安全や仕組みについて楽しく学ぶ講座を開催しています。	

福岡市消費者教育施策事業一覧

重:重点目標, ★新規事業(平成26年度開始事業を含む)

8	消費者 市民社会 管理と 契約	全般	重1~3	かしこい消費生活講座	6, 11, 12月	3回 各回30人程度	契約, 保険など消費者に役立つ知識や消費者の関心の高い分野をテーマに専門家による講座を行っています。 電化製品の発火など製品事故の再現や家庭での注意点などについて, 専門家を招いて行う講座を開催しています。	市民局
79	商品等の安全	全般	重1~3	消費者グループ活動支援事業	通年	研修室の貸出: 年30回程度	市内で自主活動を行う消費者団体等の支援のため, 消費生活センターが管理する研修室の貸出を行っています。	市民局
56	商品等の安全	全般	重1, 3★	福祉関係者等との連携による高齢者等への支援	通年	随時実施	高齢者等が住み慣れた家庭や地域で, 消費者被害を未然に防止し, 安心して暮らせるように高齢者等の生活を支援する福祉関係者等と連携し, 情報提供等を行います。	市民局 保健福祉局
14	消費者市民社会	全般	重1, 4★	教材作成と中学校における消費者教育講座	講座: 10月~3月	20校程度	ワークショップなど授業において活用できる教材を作成し, 中学校において消費生活相談員を講師とした消費者教育講座を実施しています。	市民局 教育委員会
15	消費者市民社会	全般	重1, 4★	消費者教育の教員対象研修	未定	未定	消費者教育を行う教員対象の研修について支援を行います。	市民局 教育委員会
16	消費者市民社会	全般	重1	災害時・緊急時の情報提供や消費生活相談の実施	災害時・緊急時	必要に応じて随時実施	災害等の非常時に買いだめによる品不足等が生じないよう情報を提供しています。また, 災害に便乗した悪質商法によるトラブリング防止のために消費生活相談も行っていきます。	市民局
49	商品等の安全	全般	重1~3	ホルムアルデヒド測定器の貸出	通年	申込みに応じて随時	シックハウス症候群の原因となるホルムアルデヒドの測定器を貸し出し, 対応法などの助言を行っています。	市民局
51	商品等の安全	全般	重1~4	製品安全パネル展	11~12月	A0サイズパネル 十数点を展示	製品安全に関する注意喚起パネルを天神地下通路星の広場で展示しています。	市民局
55	商品等の安全	全般	重1, 4	消費生活トラブリング注意報	年6回	福岡市担当記事 3回	高校生が気を付けるべき消費者被害や製品・サービス事故の事例について県, 北九州市と連携して作成し, 高等学校等に配信しています。	市民局
73	商品等の安全 管理と 契約	全般	重1~4	出前講座「くらしの実験講座」	通年	申込みに応じて実施	地域からの要望で公民館等へ出向き, ジュースの糖度測定, 家庭で起きる製品事故の再現など, 実験を交えて講座を行っています。	市民局
58	商品等の安全	全般	重1, 3	高齢者への出前講座の実施	通年	申込みに応じて実施	地域からの要望で, 消費生活相談員などが公民館等へ出向き, 高齢者が被害に合いやすい悪質商法の対策などに関する高齢者向けの出前講座を開催しています。	市民局
81	商品等の安全 管理と 契約	全般	重1, 3	高齢者への出前講座の実施	通年	申込みに応じて実施	地域からの要望で, 消費生活相談員などが公民館等へ出向き, 高齢者が被害に合いやすい悪質商法の対策などに関する高齢者向けの出前講座を開催しています。	市民局

福岡市消費者教育施策事業一覧

重・重点目標、★新規事業(平成26年度開始事業を含む)

74	管理と契約	全般	重1~4	消費生活かわら版	適宜		必要に応じて年数回発行	消費生活センターに寄せられた相談事例のうち、悪質性の高い事例や、条例に基づき正勧告を行った事例などについて、被害拡大防止のために緊急に発行する注意喚起をもち、公民館や区役所などに配布しています。	市民局
75	管理と契約	全般	重1~4	ホットな消費者ニュース	毎月		福岡市担当記事 年4回	県のホームページに掲載される広報紙で、県内の各市の消費生活センターが、相談事例から被害拡大のおそれがある内容などを掲載しています。	市民局
76	管理と契約	全般	重1, 3★	障がい者向け見守り支援講座の実施	9~3月		見守り支援講座 年4回	障がい者があいやいや消費者被害トラブル事例とその対処法について、その家族や障がい者関連施設スタッフなどを対象にした見守り支援講座を実施します。	市民局
80	管理と契約	全般	重1~4	出前講座「だまされんばい悪質商法」	通年		申込みに応じて実施	地域からの要望で、消費生活相談員などが公民館等へ出向き、悪質商法の被害の手口や対処法を紹介しています。	市民局
84	管理と契約	全般	重1, 3	悪質商法撲滅キャンペーン	12月		年1回	悪質なキヤッチセールスなど消費者被害が多い地区で、県や警察などと連携し、悪質商法撲滅月間(12月)に街頭キャンペーンを行っています。	市民局
85	管理と契約	全般	重1, 2★	キヤッチセールス追放キャンペーン	随時		年4回	悪質なキヤッチセールスなど消費者被害が多い地区で、県や警察などと連携し、若年者が社会人となる年度当初に消費者月間(5月)にあわせて街頭キャンペーンを行います。	市民局
86	管理と契約	全般	重1, 2★	大学新入生への啓発	4月		年1回	社会経験の少ない若年者は悪質商法の被害にあいやいや傾向にあることから、福岡市防犯のまちづくり推進プランの中で創設される「新入生防犯意識啓発月間(仮称)」において、大学と連携し、特に新入生等を対象とした広報啓発を集中的に行います。	市民局
87	管理と契約	全般	重1, 3	ステッカー配布等による相談窓口の周知	随時		悪質商法撲滅キャンペーンや主催講座で配布 福祉関係者からの依頼に応じて配布	電話機の周辺など、身近な場所に掲示できる消費生活センターの連絡先が表示されたステッカーや訪問販売お断りのステッカー等を配布するなどして、高齢者等へ消費生活センターへの相談を喚起しています。	市民局
88	管理と契約	全般	重1, 3	消費生活サポーター育成	育成講座：定例 年1回 出前 随時 情報交換会：年2回		各回15名程度	高齢者の消費者被害防止を目的とした市民ボランティアで、地域での様々な機会が悪質商法のトラブル事例とその対処法について伝達・注意喚起しています。	市民局

福岡市消費者教育施策事業一覧

重:重点目標、★新規事業(平成26年度開始事業を含む)

【市民局】

番号	分類	重点目標等	施策・事業名等	平成27年度 実施計画		事業内容	関係局
				実施時期	実施回数など		
6	消費者 市民社会 商品等 の安全 管理と 契約	重1～4 全般	公民館主催講座	通年	地域の実情に応じて、各公民館において実施	各公民館は子供の健全育成、高齢者の地域参画支援、安全・安心のまちづくり、環境教育等の講座を行っています。	市民局
92	情報と メディア	重1、4 ★ 全般	情報モラル研修の実施	通年	P T A の申込みを受け適宜実施	通信事業者と連携して主に保護者を対象として、個人情報やSNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)などをテーマに情報モラル研修を行います。	市民局

【総務企画局】

番号	分類	重点目標等	施策・事業名等	平成27年度 実施計画		事業内容	関係局
				実施時期	実施回数など		
90	情報と メディア	重1 全般	出前講座「ICTでハッピーライフ!!」	出前講座申込の都度 (年間2回程度を想定)	2回 各回10人～20人程度	こどもから高齢者までインターネットの活用方法をわかりやすく説明します。	総務企画局
9	消費者 市民社会	重1 全般	国際理解教育講師派遣事業	H27年7月～H28年2月	福岡市内の小学校、中学校、特別支援学校等へ約25名程度派遣	県内在住の外国人(留学生など)や海外滞在経験(青年海外協力隊など)のある日本人を小・中・高校にゲストティーチャーとして派遣し、児童・生徒に国際理解を深める機会を提供しています。	総務企画局

福岡市消費者教育施策事業一覧

重:重点目標、★新規事業(平成26年度開始事業を含む)

【こども未来局】

番号	分類	重点目標等	施策・事業名等	平成27年度 実施計画		事業内容	関係局
				実施時期	実施回数など		
27	消費者 市民社会	重1	保育所・幼稚園などでの食育の推進	通年	随時実施	発達に合わせた給食の提供、給食などを活用した食育活動(季節の食材、行事食、給食の展示、食事のマナーなど)を実施しています。また、公民館などでの乳幼児の保護者対象の調理実習により、子どもたちの食事についての悩みなどへの支援を実施しています。	こども未来局
28	消費者 市民社会	重1	給食だより・食育だよりなど 食生活についての情報発信	通年	月1回程度発行	給食のメニューや行事食、食べ物の働きなどについての おたよりを発行し、保護者に配布しています。	こども未来局
43	消費者 市民社会	重1	海の中道青少年海の家活動プログラム	通年	随時実施	海の中道海浜公園内で、宿泊棟・キャンプ場を有する青少年教育施設において、自然に直接触れ、「環境保全活動」「自然観察活動」「自然体験活動」「総合的環境学習」等で様々な活動プログラムを実施しています。	こども未来局
59	商品の安全	重1	乳幼児の事故防止の啓発	通年	随時実施	家庭内での乳幼児の事故を未然に防ぐため、乳幼児がいる保護者に対して事故防止に対する意識啓発を図るとともに、具体的な予防方法を周知しています。	こども未来局

【保健福祉局】

番号	分類	重点目標等	施策・事業名等	平成27年度 実施計画		事業内容	関係局
				実施時期	実施回数など		
17	消費者 市民社会	重1	子育てサロン・サークル等の母子教育	随時	—	子育てサロン、サークル、公民館乳幼児学級等で乳幼児の食習慣等について健康教育を行っています。	各区役所
18	消費者 市民社会	重1	親と子の料理教室	通年	7回	子どもの心と体の健康づくりをねらいとして、親子を対象にした料理教室を開催しています。	各区役所
19	消費者 市民社会	重1	若い世代を対象とした料理教室	1～3月	3回	食に関する基礎知識と技術を習得するための講話や調理実習を行っています。	保健福祉局 各区役所
20	消費者 市民社会	重1	生活習慣病に関する健康教育	随時	—	保健所や公民館等においてメタボリックシンドローム等生活習慣病予防の教育を実施し、その中で食生活に関する講話を行っています。	各区役所

福岡市消費者教育施策事業一覧

重:重点目標、★新規事業(平成26年度開始事業を含む)

21	消費者 市民社会	食育	重1	介護予防事業の中での教室	年間3～4クール	・1クール5回程度 ・各回20名程度	高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するための介護予防教室・認知症予防教室等で、食生活などの講話を行っています。	保健福祉局 各区役所
22	消費者 市民社会	食育	重1	福岡市栄養成分表示の店、福岡市健康・食育サポート店	通年	新規登録店を開拓、登録マップの更新	エネルギーや栄養成分値を表示したり、健康づくりや食生活改善に配慮したメニューやサービスに取り組んでいいる飲食店等を登録してもらい、市民の健康づくりを支援する環境整備を推進しています。	保健福祉局 各区役所
23	消費者 市民社会	食育	重1	食育の日、食育月間における食育イベント	6月及び毎月19日	-	毎月19日の食育の日や毎年6月の食育月間にあわせ、区役所ロビーなどでパネル展示等を行い、食育への関心を高める取組を行っています。	保健福祉局 各区役所
24	消費者 市民社会	食育	重1	食生活改善推進員の養成	通年	8回 各教室40人程度	食を通じた健康づくりを地域で行うボランティアを養成しています。	保健福祉局 各区役所
25	消費者 市民社会	食育	重1	地域食生活改善講習会	5月～1月	80回	地域ぐるみで食を通して健康づくりに取り組むことを啓発するため、「生活習慣病予防」や「地産地消」等をテーマとした料理講習会を行っています。	保健福祉局 各区役所
26	消費者 市民社会	食育	重1	出前講座「食育で明るい未来元氣な福岡」	通年	随時	「福岡市食育推進計画」を中心に、福岡市における食の現状や課題について説明し、食育への関心を高める講座を行っています。	保健福祉局
64	商品等 の安全	食育	重1	ホームページによる食品の安全性に関する情報提供	随時	必要に応じて	本市ホームページにおいて、食品の安全性に関する情報提供を行っています。	保健福祉局 各区役所
65	商品等 の安全	食育	重1	講習会や出前講座等	随時	要望に応じて	市民を対象とした講習会や出前講座を開催しています。	保健福祉局 各区役所
66	商品等 の安全	食育	重1	バザー開設者に対する衛生講習会	随時	要望に応じて	地域でのバザーや模擬店等で提供される食品の衛生確保のための講習会の開催や保健所での乳幼児健診などを利した食中毒予防の講習会を開催しています。	保健福祉局 各区役所
67	商品等 の安全	食育	重1	食品衛生月間行事	8月	所属毎に実施(計9回)	食品衛生月間行事において、料理教室や工場・市場見学等を通じ、食中毒予防の啓発を行っています。	保健福祉局 各区役所

福岡市消費者教育施策事業一覧

重:重点目標, ★新規事業(平成26年度開始事業を含む)

62	商品等の安全	全般	重1	薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施	通年	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡市薬物乱用防止対策推進協議会の開催(1回) ○NO DRUG, KNOW DRUGキャンペーン及びイベントの開催(1回) ○薬物乱用防止街頭キャンペーン(大学と協力)の実施(1回) ○夜回り隊の実施(1回) ○不正大麻、けしの抜去 ○啓発動画放送、ポスター掲示、リーフレット配布 ○各小・中学校における薬物乱用防止教育の実施 	<p>危険ドラッグを含む薬物乱用問題の広がりは深刻な社会問題となっており、ことから、広く市民に対し、関係団体と共同して、薬物乱用防止に関する啓発活動等を行います。また、各小・中学校においても、薬物乱用防止教育の充実を図ります。</p>	市民局 子ども未来局 保健福祉局 教育委員会 各区役所
83	管理と契約	全般	重1	出前講座「ご存知ですか?高齢者のためのいきいきセクターふくおか」	通年	申込みに応じて実施	いきいきセクターふくおか(地域包括支援センター)や介護予防事業についての出前講座を開催しています。	保健福祉局

【環境局】

番号	分類	重点目標等	施策・事業名等	平成27年度 実施計画		事業内容	関係局
				実施時期	実施回数など		
35	消費者 市民社会	重1	環境局ホームページ「福岡市の環境 学ぼう!つなごう!ふくおかの環境」	通年	随時更新	市民の環境学習を支援するため、環境に関する情報を収集・提供しています。	環境局
36	消費者 市民社会	重1	3R推進啓発	通年	随時実施	家庭から出るごみを減らすために、2R(リデュース[排出抑制]、リユース[再利用])に重点をおいた3Rの実践行動を、市政だよりなどで広報しています。	環境局
37	消費者 市民社会	重1	3Rについて学ぶ講座	通年	西部3R:年325回程度 臨海3R:年96回以上	西部3Rステーション及び臨海3Rステーションの両施設で、ごみ減量・リサイクルに関する環境学習講座などの各種講座を行っています。	環境局
38	消費者 市民社会	重1	子ども向け環境情報ウェブサイト「エコッパと学ぼう!子ども環境局」	通年	随時更新	環境に関する問題を楽しく学習できるように幼児、小・中学生や指導者を対象とした情報を提供しています。	環境局
39	消費者 市民社会	重1	生ごみリサイクル促進事業	毎月	年15回以上 各回30人程度	家庭から発生する生ごみを堆肥化し活用する講座を行っています。	環境局

福岡市消費者教育施策事業一覧

重:重点目標 ★新規事業(平成26年度開始事業を含む)

40	消費者 市民社会	環境 教育	重1	わくわくエコ教室	通年	年60回程度 各回40人程度	保育園, 幼稚園, 小学校低学年を対象に自然環境を学ぶ 出前講座や自然観察会を行い, 体験を通して自然を大切 にする心を育てます。また, 指導者向けの講座も実施し ます。	環境局
41	消費者 市民社会	環境 教育	重1	環境教育副読本 (「ごみとわたしたちの環境」, 「わ たしたちのまちの環境」)	3月に配付	年1回 35,000部 (「ごみとわたしたち」17,000部, 「わたしたちのまちの環境」18,000部)	小学校での社会科, 総合学習等で活用できよう, 環境 とごみについて, 福岡市の状況, 取り組みについてまと め, 福岡市内の小学校4年生・5年生全児童へ配布して います。	環境局
42	消費者 市民社会	環境 教育	重1	環境学習支援事業	通年	150回程度	主に小学4年生を対象に環境学習に対する支援事業とし て, バックカーによる収集の実演やごみの分別方法, リ サイクル品の説明などを実施しています。また, 中学校 でも実施しています。	環境局
44	消費者 市民社会	環境 教育	重1	環境フェスティバルふくおか	10月	年1回(2日間) 目標:延べ50,000人	環境に優しい行動の輪を広げていくための普及・啓発を 目的とした, 楽しみながら学べる参加体験型のイベント を開催しています。	環境局
追加	消費者 市民社会	環境 教育	重1	出前講座「おうちで省エネで さるモン!」	通年	申込みに応じて実施	地域からの要望で公民館等へ出向き, 地球温暖化のしく みと影響・福岡市の温室効果ガス排出量の状況・気候に 取り組める省エネ事例などを紹介しています。	環境局
82	管理と 契約	全般	重1	出前講座「これであなとも3 R名人!」	通年	申込みに応じて実施	地域からの要望で公民館等へ出向き, 福岡市のごみ処理 やごみ減量・リサイクル(3R)に関する講座を行って います。また, 不用品回収業者に係る注意喚起も行って います。	環境局

【経済観光文化局】

番号	分類	重点 目標等	施策・事業名等	平成27年度 実施計画		事業内容	関係局
				実施時期	実施回数など		
10	消費者 市民社会	重1	出前講座「適正な計量の実施 について」	通年	申込みに応じて実施	市民を対象に適正な計量の実施について出前講座を実施 しています。	経済観光文 化局

福岡市消費者教育施策事業一覧

重・重点目標、★新規事業（平成26年度開始事業を含む）

【農林水産局】

番号	分類	重点目標等	施策・事業名等	平成27年度 実施計画		事業内容	関係局
				実施時期	実施回数など		
31	消費者 市民社会 食育	重1	玄海うまかもん食育事業	9月～11月	5校20回 800人程度	市内中学校で地元水産物を使った料理教室を開催しています。	農林水産局
32	消費者 市民社会 食育	重1	売る漁業推進事業	4月～3月	親子漁業体験2回	福岡市漁業協同組合が実施している直販事業や親子漁業体験への支援を行っています。	農林水産局
32	消費者 市民社会 食育	重1	親子 食と農の体験教室	随時 年4年	各回 15組30人程度	親子を対象とした市内産地での収穫体験やみそづくり、生産者との交流等を実施しています。	農林水産局
33	消費者 市民社会 食育	重1	市内産農産物学校給食活用推進事業	5月～3月	市内小学校 7校	市内産農産物の学校給食への活用を推進して地産地消の推進を図るとともに、市内小学校において学童菜園を通じた生産者と児童との交流により食育を推進しています。	農林水産局
34	消費者 市民社会 食育	重1	産地見学と料理教室	随時 年4回	各回 20人程度	市民の方を対象に、産地の見学と市内産野菜を食材とした料理教室を実施しています。	農林水産局

【住宅都市局】

番号	分類	重点目標等	施策・事業名等	平成27年度 実施計画		事業内容	関係局
				実施時期	実施回数など		
61	商品の安全 全般	重1	出前講座「知って、備えて、地震に自信！すすめよう住宅の耐震化」	受け付け時に実施 (年間10回程度)	前年度：8回 各回 50人程度	揺れやすさマップから見えてくる住宅の耐震対策や耐震診断と耐震改修工事の概要、市の助成制度の概要などについて説明する講座を実施しています。	住宅都市局

【水道局】

番号	分類	重点目標等	施策・事業名等	平成27年度 実施計画		事業内容	関係局
				実施時期	実施回数など		
45	消費者 市民社会 環境教育	重1	水をたいせつに広報事業	通年	街頭キャンペーン：6月 水道PR展：8月 水道施設見学会：7～8月に3回、11月に2回 その他広報活動：随時	「節水型都市づくり」の一環として、街頭キャンペーンや水道施設見学会などの各種イベント及び各種印刷物・ビデオ制作などの広報活動を通じて、水を大切に使う意識の維持を図っています。	水道局

福岡市消費者教育施策事業一覧

重:重点目標 ★新規事業(平成26年度開始事業を含む)

【教育委員会】

番号	分類	重点目標等	施策・事業名等	平成27年度 実施計画		事業内容	関係局
				実施時期	実施回数など		
13	消費者 市民社会			9月	小学3年社会、5時間程度	学習指導要領に基づいて、社会科、公民科、家庭科及び技術・家庭科などを中心に消費者教育を行っています。	教育委員会
63	商品等 の安全	重1, 4	学習指導要領に基づく消費者教育	各学校が計画 2月	小中学家庭科、全児童生徒対象として実施 中学3年社会(公民)で4~8時間程度		
89	管理と 契約						
60	商品等 の安全	重1	小・中学校での救命講習	○通年 ○9月	○モデル校実施1回 (小学校21校, 中学校14校) ○講習会実施1回	小・中学生を対象とした救命講習を実施するとともに、教職員への応急手当普及員講習を実施し、自学自習の救命教育を促しています。	消防局 教育委員会
91	情報と メディア	重1, 4	インターネット等を介した児童生徒の被害防止に向けた取り組みの実施	通年	小・中・高・特別支援学校全224校で年1回以上実施	インターネットや携帯電話(スマートフォンなど)を介した児童生徒の被害を未然に防止するため、情報や機器の正しい利用や危険性の認識などについて、児童生徒への指導や保護者に対する啓発活動を行います。	教育委員会
29	消費者 市民社会	重1	学校における食育の推進	通年	食に関する指導: 全小・中・特別支援学校 給食の時間, 教科等 給食試食会: 小・中・特別支援学校	学校給食の献立を生かして、地産地消、郷土食や行事食、生産者に対する感謝の心などについて指導していただきます。また、学校と家庭や地域が連携した食育の推進として給食試食会等を行っています。	教育委員会
30	消費者 市民社会	重1	学校給食コンテスト	平成27年10月24日(土)	年1回 中学校 63校 特別支援学校中・高等部 5校	中学生、特別支援学校中・高等部の生徒を対象に給食に出してほしい献立を募集しています。生徒たちは、地産地消や郷土食、栄養バランスなどを生かした献立を考えます。	教育委員会
93	情報と メディア	重1, 4	出前講座「子どもとメディアのよい関係づくり」	年度内	団体等の希望に応じて実施	幼少期からの過度なメディア接触は子ども達の発達に悪影響を与えることから、子どもとメディアに関して学習したい保護者・市民などを対象に、子ども達の基本的な生活習慣の確立やメディアの正しい使い方、スマホなどを使う際の家庭内ルールの重要性などを説明します。またメディアに関する学習会への講師派遣などをNP0と連携して実施します。	教育委員会

福岡市ライフステージ別消費者教育取組状況図

重1	重1,2	重1~3
重1~4	重1,3	重1,4
新規事業		

※施策・事業名等の番号はP26~の福岡市消費者教育施策事業一覧に対応

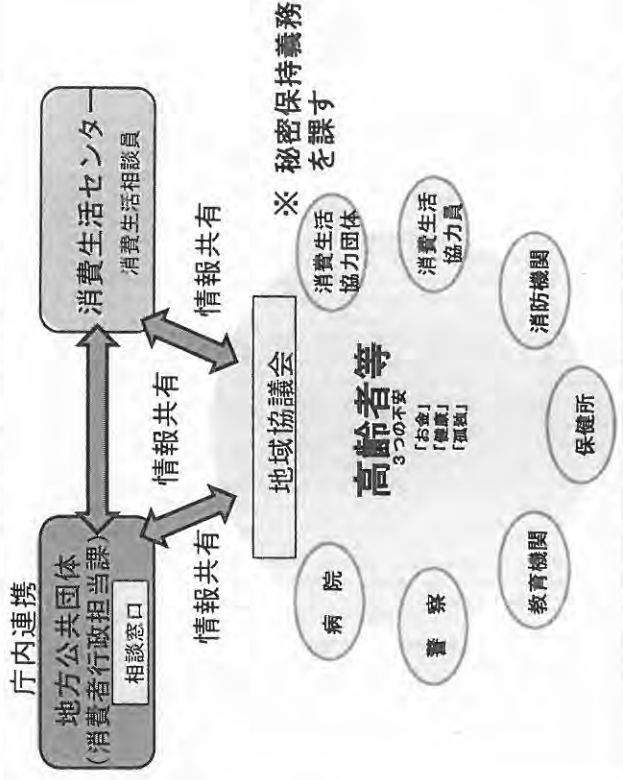
	幼児期 (保護者対象を含む)	小学生期 (親子対象を含む)	中学生期	高校生期	成人期		
					特に若者	成人一般	特に高齢者
消費者市民社会の構築	1 消費生活センターホームページによる消費生活情報の提供						
	2 啓発資料の貸出・提供						
	3 関係機関が発行する広報紙等による情報提供						
	4 暮らしのインフォメーション						
	5 暮らしのヒント						
	6 公民館主催講座						
		7 かしこい消費生活親子講座				8 かしこい消費生活講座	
		9 国際理解教育講師派遣事業				10 出前講座「適正な計量の実施について」	
		13 学習指導要領に基づく消費者教育				11 消費者グループ活動支援	
		14 教材作成と中学校における消費者教育講座					12 福祉関係者等との連携
			15 教員対象研修				
	16 災害時・緊急時の情報提供や消費生活相談の実施						
		17 子育てサロン等母子教育	18 親と子の料理教室		19 若い世代を対象とした料理教室	20 生活習慣病に関する健康教育	21 介護予防事業の中での教室
	22 福岡市栄養成分表示の店、福岡市健康・食育サポート店						
	23 食育の日、食育月間における食育イベント						
		27 保育所・幼稚園などでの食育の推進	29 学校における食育の推進			24 食生活改善推進員の養成	
		28 給食だより・食育だより	30 学校給食コンテスト			25 地域食生活改善講習会	
			31 玄海うまかもん食育事業			26 出前講座「食育で明るい未来元気な福岡」	
	●売る漁業推進事業						
					32 親子 食と農の体験教室		
			33 市内産農産物学校給食活用推進事業		34 産地見学と料理教室		
	35 環境局ホームページ「福岡市の環境 学ぼう！つなごう！ふくおかの環境」						
	36 3R推進啓発						
	37 3Rについて学ぶ講座						
		38 子ども向け環境情報ウェブサイト「エコッパと学ぼう！こども環境局」				39 生ごみリサイクル促進事業	
		40 わくわくエコ教室	41 環境教育副読本				
			42 環境学習支援事業				
			43 海の中道青少年海の家活動プログラム				
	44 環境フェスティバルふくおか						
	●出前講座「おうちで省エネできるモン！」						
	45 水をたいせつに広報事業						

※「食育」：「福岡市食育推進計画」により推進される事業
 ※「環境教育」：「福岡市環境教育・学習計画」により推進される事業

	幼児期 (保護者対象を含む)	小学生期 (親子対象を含む)	中学生期	高校生期	成人期		
					特に若者	成人一般	特に高齢者
商品等やサービスの安全	46 消費生活センターホームページによる消費生活情報の提供《再掲》						
	47 啓発資料の貸出・提供《再掲》						
	48 関係機関が発行する広報紙等による情報提供《再掲》						
	49 ホルムアルデヒド測定器の貸出						
	50 暮らしのインフォメーション《再掲》						
	51 製品安全パネル展						
	52 暮らしのヒント《再掲》						
	53 公民館主催講座《再掲》						
		54かしこい消費生活 親子講座《再掲》		55消費生活トラブル 注意報	56 かしこい消費生活講座《再掲》		
		57 出前講座「暮らしの実験講座」				58高齢者向け	
59乳幼児の事故防止 の啓発	60 小・中学校での救命講習		61 出前講座「すすめよう住宅の耐震化」				
62 薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施							
63 学習指導要領に基づく消費者教育《再掲》							
食育	64 ホームページによる食品の安全性に関する情報提供						
	65 講習会や出前講座等						
	66 バザー開設者に対する衛生講習会						
	67 食品衛生月間行事						
生活の管理と契約	68 消費生活センターホームページによる消費生活情報の提供《再掲》						
	69 啓発資料の貸出・提供《再掲》						
	70 関係機関が発行する広報紙等による情報提供《再掲》						
	71 暮らしのインフォメーション《再掲》						
	72 暮らしのヒント《再掲》						
				73消費生活トラブル 注意報《再掲》	74 消費生活かわら版		
					75 ホットな消費者ニュース		
					76 障がい者向け見守り支援講座		
	77 公民館主催講座《再掲》						
		78かしこい消費生活 親子講座《再掲》			79 かしこい消費生活講座《再掲》		
	80 出前講座「だまされんばい悪質商法」				81高齢者向け		
				82 出前講座「これであなたも3R名人！」			
				83 出前講座「ご存知ですか？ 高齢者のためのいきいきセンターふくおか」			
				84 悪質商法撲滅キャンペーン			
			85 キャッチセールス追放キャンペーン		87ステッカー配布等 相談窓口の周知		
				86 大学新入生 への啓発			
	89 学習指導要領に基づく消費者教育《再掲》			88 消費生活サポーター育成			
情報とメディア	90 出前講座「ICTでハッピーライフ!!」						
		91 インターネット等を介した 被害防止に向けた取組みの実施		92 情報モラル研修の実施			
	93 出前講座「子どもとメディアのよい関係づくり」						

消費者安全法

地方消費者行政の連携イメージ



I 総則

○消費者教育の推進 国及び地方公共団体の責務として、消費者教育の推進等を通じて消費者安全の確保を図ることを明記（第4条第6項）

II 消費生活相談等の事務の実施、消費生活センターの設置等

- 都道府県・市町村による消費生活相談等の事務の実施（第8条～第9条）
 - ・都道府県による、市町村の消費生活相談等の事務の共同処理等に関する必要な調整
 - ・事務を適切に実施できるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託
 - ・国及び国民生活センターは、研修等必要な援助を実施
 - ・秘密保持義務規定（国民生活センター役員についても同様の規定。国セン法第9条）
- 消費生活センターの設置等（第10条～第11条）
 - ・消費生活センターの組織運営等について、内閣府令で定める基準を参酌し条例整備
 - ・消費生活センター等に消費生活相談員を置く
 - ・事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する者
 - ・消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長が認めた者から任用
 - ・都道府県は、都道府県の消費生活相談員の中から、指定消費生活相談員（市町村の消費生活相談員に補助、協力、情報の提供その他の援助を行う）を指定

III 地方公共団体の長に対する情報の提供

- 消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供（第11条の2）
 - ・内閣総理大臣、国民生活センター及び地方公共団体が、他の地方公共団体に對し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報を提供

IV 消費者安全の確保のための協議会等

- 消費者安全確保地域協議会（第11条の3～第11条の6）
 - ・国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等により、消費者安全確保地域協議会を組織
 - ・協議会は、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行う
 - ・秘密保持義務規定
- 消費生活協力団体及び消費生活協力員（第11条の7及び第11条の8）
 - ・消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体及び消費生活協力員を委嘱
 - ・秘密保持義務規定

V 登録試験機関

- 登録の要件等（第10条の3第1項、第11条の9～第11条の12）
 - ・内閣総理大臣は、登録要件（適切な試験委員の配置等）に適合する法人から申請があったときは、消費生活相談員資格試験に関する登録試験機関として登録しなければならない
- 登録試験機関に対する監督等（第11条の13～第11条の24）
 - ・試験業務規程の認可、試験委員の届出
 - ・財務諸表の備付け等、改善命令等、登録の取消し、報告・立入調査等

VI 附則

- 経過措置（附則第3条） 内閣府令で定める基準に適合する者〔消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格保有者〕について、
 - ・消費生活相談業務その他これに準ずる事務に従事した一定の経験を有する者は、消費生活相談員資格試験合格者とみなす
 - ・講習を修了した者は、施行後5年以内に限り合格者とみなす
- 施行期日は、公布日から2年以内（附則第1条）（指定消費生活相談員については、5年以内）

改正消費者安全法に係る施行規則・ガイドラインについて【概要】

【経 緯】

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）において、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）を改正

【施行規則・ガイドラインの策定】

・消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会開催
・施行規則・ガイドラインについて、パブリックコメントを実施の上、策定（133 名、305 件の意見を反映）

【今後の予定】

平成 28 年 6 月 12 日までに改正消費者安全法施行（指定消費生活相談員については平成 31 年 6 月 12 日までに施行）

【主な事項】

1 消費生活相談等の事務の実施体制

○事務を適切に実施できるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託

消費生活相談等の事務を民間委託する際の基準（施行規則）

- ① 消費者の権利の尊重及び自立の支援に資するよう、受託事務を公正かつ中立に実施できるものであって、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他都道府県知事（市町村長）が適当と認めた者
- ② 委託を受ける事務を円滑かつ効果的に実施するために、関係機関との連携体制を確保
- ③ 委託を受ける事務を的確に実施するに足りる知識及び技術
- ④ 委託を受けた事務を統括管理する者を配置

委託先の選定に当たっての留意事項（ガイドライン）

- ① 消費者トラブルに直接的な利害関係を有する者又は有する可能性がある者を排除するとともに、過去の活動実績、消費生活相談・あっせん等の事務を積極的に行う意思・体制を確認
- ② 委託先の選定後に理由を公表
- ③ 適切なモニタリング

○消費生活センターの組織運営等について内閣府令で定める基準を参照して条例整備

消費生活センターの組織運営等の参照基準（施行規則）

- ① 消費生活センターの名称、住所、相談日時等の公示
- ② センター長及び事務を行うために必要な職員を配置
- ③ 資格試験合格者（みなし合格者を含む）を配置
- ④ いわゆる「雇止め」の見直しその他適切な人材及び処遇の確保に必要な措置
- ⑤ 職員に対する研修機会の確保
- ⑥ 情報の適切な管理に必要な措置

○都道府県は消費生活相談員の中から指定消費生活相談員を指定

指定消費生活相談員として必要な実務経験（施行規則）

- ・地方公共団体にあっては消費生活相談の事務に通算 5 年以上従事

2 消費者安全確保地域協議会

○消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報提供

提供する情報の範囲等（施行規則）

- ① 地域協議会が行う見守り等の取組にのみ使用
- ② 特高法の措置に伴い取得した情報を消費者庁から提供

○消費者安全確保地域協議会
・国及び地方公共団体の機関、地域の関係機関、消費生活協会の協力員等により、協議会を組織

協議会の設立（ガイドライン）

- ・地方公共団体の消費者行政担当部署が主導、組織運営要綱作成協議会の構成員（ガイドライン）

【福祉関係】

- ・市町村の福祉関係部局
- ・地域包括支援センター、介護サービス従事者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会 等

【警察・司法関係】

- ・警察
- ・法テラス、弁護士、司法書士 等

【教育関係】

- ・教育委員会 等

【事業者関係】

- ・商店街、コンビニ、農協、宅配事業者、金融機関、警備会社 等
- ・他分野のネットワークとの連携（ガイドライン）
- ・福祉、防災等、様々な地域ネットワークと効果的に連携

○消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間団体・個人から消費生活協働員を委嘱

消費生活協働員等の育成・支援（ガイドライン）

- ・消費生活協働員等が協議会の構成員となることも想定
- ・消費生活協働員等となりえるような消費者・消費者団体を地方公共団体が継続的に育成・支援

3 登録試験機関

○内閣総理大臣は登録要件に適合する法人から申請があったときは登録試験機関として登録

試験科目（法律及び施行規則）

- ・①商品等及び役務の消費安全性に関する科目、②消費者行政に関する法令に関する科目」（法律）
- ・③消費生活相談の実務に関する科目、④消費生活一般に関する科目、⑤消費者のための経済知識に関する科目（規則）

試験の一部免除措置（施行規則）

- ・試験申込時に、①現職消費生活相談員、②任用が決定、③通って 5 年間に通算 1 年以上の実務経験を有する者
- ・現行 3 資格保有者で、指定講習会の課程を修了した者

試験の水準確保（ガイドライン）

- ・出題数の下限（各科目 20 問、自由選択 50 問の計 150 問）設定等

4 経過措置等

○現行 3 資格保有者について、要件を満たさず場合、消費生活相談員資格試験合格者とみなす経過措置

附則第 3 条第 1 項のみなし合格（経過措置府令）

- ・地方公共団体における消費生活相談の事務又はそれに準ずる事務に 1 年以上従事した経験を有する者

※ 法施行の日から遡って 5 年間に於いて、実務経験が通算して 1 年以上従事していない場合には、指定講習会の受講を条件

附則第 3 条第 2 項のみなし合格者（経過措置府令）

- ・指定講習会の科目及び講習時間等を規定

○消費生活相談員資格試験合格者と同等以上の専門的な知識・技術を有する者の要件明確化

都道府県知事・市町村長の判断のメルクマール（ガイドライン）

- ① 現行 3 資格保有者
- ② 消費生活相談等の事務に従事し、実績のある者

平成 24 年度包括外部監査の意見に対する回答について

消費生活センター

1 意見の概要

福岡市消費者訴訟貸付金（以下「貸付金」という。）の制度は、平成17年4月1日施行の福岡市消費生活条例第30条に規定されているが、現在まで、貸付実績は1件もない。

平成24年度の包括外部監査（貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について）の公表（平成25年4月25日）において、貸付要件等の見直しが必要との意見を受けたところである。

2 貸付金制度について

目的	事業者の事業活動により被害を受けた消費者の救済		
貸付対象 (条30条1項) (規19条)	市内居住の消費者で、事業者に対し訴訟を提起する者、または事業者から訴訟を提起された者		
貸付要件 (条30条1項)	要件は次のすべてを満たすこと。 ①同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること。 ② <u>当該訴訟資金の額が損害の額を超え、又は超えるおそれがある等</u> 当該被害者が援助を受けなければ当該訴訟を提起し、維持し、又は応訴することが困難であること。 ③ <u>当該被害に係る紛争が福岡市消費生活審議会のあっせん又は調停に付されていること。</u>		
貸付範囲 (規20条1項)	① 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)第2章の規定により裁判所に納めるべき費用 ②弁護士又は司法書士に支払う報酬 ③前2号に掲げるもののほか、民事訴訟手続等に通常要すると認められる費用		
貸付上限額 (規20条2項)	100万円		
制度開始年度	平成17年度	貸付実績	無し

※条:福岡市消費生活条例, 規:福岡市消費生活条例施行規則